

2018年9月19日

日本共産党の岩崎貴博です。私は日本共産党議員団を代表して、各常任委員長報告に対する、反対討論を行います。

まず議第87号 平成30年度大分市一般会計補正予算(第1号)についてです。

今回の補正予算は、9億6千8百万円です。大阪北部地震をうけてのブロック塀等対策関連事業、民間放課後児童クラブ活用事業、市立幼稚園保育室空調機整備事業などには賛同いたします。

しかし●4款・3項清掃費、2目ごみ減量・リサイクル推進事業費に、債務負担行為として指定ごみ袋作製等業務委託料2億9千200万円が措置されています。

家庭ごみの有料化は、所得の低い世帯ほど負担が重くなる逆進性の強い制度です。家庭ごみの減量は、市民の理解と協働によって推進するべきであり、自治体固有の業務であるごみ収集を有料化すべきではありません。ごみ有料化で得た収益は、基金に積み立てるのではなく、有料ごみ袋料金を引き下げることや、ごみ減量・リサイクルに資する施策に充当すべきであります。

●7款商工費1項商工費、商工業振興費として、企業立地の促進に係わる助成金として5億0096万3千円が措置されています。

14社の内トランスコスモス(株)など、3社は、資本金10億円以上の大企業であります。財務省が9月3日発表した、2017年度の資本金10億円以上の大企業の内部留保は425兆8千億円です。16年度より、22・4兆円増えています。法人税減税をはじめ安倍政権の経済政策による優遇措置によって大企業は利益を拡大しつづけています。

一方従業員賃金は、575万1千円と16年度に比べ5万4千円の減額となっています。この間の消費税増税、物価上昇と併せると実質減少です。大企業の利益拡大とは対照的です。日本経済の構造的歪みが拡大しているのではないのでしょうか。

「リーマンショック以降受注が3割減ったが他はもっとひどい」という40代の機械部品製造業の男性や、「子どもに継がせる仕事じゃない」と廃業し、技術の継承が失われつつあると涙ながらに訴える60代の男性など、中小業者の実態は依然厳しいものがあります。

委員会では、市の税収増の観点からその有効性を説明されていましたが、直接的に中小業者にお金が回る経済政策が必要ではないでしょうか。いまやるべきは、資本金が十分ある大企業への助成ではなく、大分市経済を根底から支えている地元の中小業者や小規模事業への支援を優先的に行うことだと考えます。以上の理由から同予算及び債務負担行為に反対します。

●8款土木費、4項都市計画費6目横尾公共団体区画整理事業費8千万円が措置されています。

幹線道路にはアクセスせず、メリットの少ない事業である「横尾公共団体土地区画整理事業費」への追加計上は認められません。

以上の理由で、議第87号 平成30年度大分市一般会計補正予算(第1号)について、反対します。

次に、議第93号 大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について です。

この条例は、生活保護世帯への進学準備給付金制度の創設などに伴い、個人番号の利用及び個人情報の提供について利用範囲を拡大しようとするものです。

創設される進学準備給付金については、推進すべき施策であり、この制度には大いに賛成するものです。

現在、厚生労働省は、医療・介護・健康診断などの情報をマイナンバーカードによってつなぐ、オンライン資格確認の導入を2020年の本格運用を目途に進めています。今後、個人データと社会保障制度との関連が強まることも予想され、マイナンバー制度の活用と仕組みの拡大が、新たな社会保障制度の利用抑制に繋がるのが危惧されています。

今回の条例にかかる基本的な運用について、現時点では外部サイトとのつながりはないとされていますが、個人番号と特定個人情報の一元管理や利用拡大については、今後の方向性が明確にされておらず、マイナンバー制度に反対する基本的立場から賛成できません。

次に、議第95号 大分市養護老人ホームの設備及び運用に関する基準を定める条例の一部改正について です。

この条例は、サテライト型養護老人ホームを設置できる本体施設に、養護老人ホームを新たに追加するものです。

サテライト型施設は、本体施設と一体的な運用をする施設として設置が認められていますが、施設独自に医師や生活相談員、栄養士・調理員などの職員を配置することは義務付けられていません。このため、サービスの質の低下、職員不足や多忙化、緊急時の対応体制や採算性などについて懸念が多く、設置に対して疑問の声も上がっています。

介護施設の果たすべき役割、専門性と質の担保、介護現場で働く職員の処遇改善のためにも、これ以上の規制緩和は行なうべきではなく、反対いたします。

次に請願についてです。

平成29年請願第8号、高崎高層マンション建設に関する意見書提出方についてです。建設常任委員長報告では、採決の結果、賛成少数で不採択との報告でした。

これは市内高崎団地中央に位置するスーパー撤退の跡地に、高さ40、22メートル、13階建てマンション建設計画が明らかとなり、その周辺の大部分は第1種低層住居専用地域であり、居住する住民らが、平穩に生活している住民の権利及び生活の安心・安全等を確保するために、都市計画法に定める用途地域の種類及び、制限の対象などについて、地域特性や環境などに配慮することが反映できるように改正することを求める意見書を国及び政府に提出していただくことをもとめた請願であります。

大部分が第1種低層住居専用地域での高層マンション建設は、日照権やプライバシー、眺望権の侵害など、近隣住民のみならず地域全体に大きな影響を与えますし、日常生活に支障きたすことを懸念する声もあがっています。

都市計画法の用途地域の範囲内ではマンション建設が可能だとしても、周辺住民の納得・合意が大前提だと考えます。周辺住民の意向が反映されるような都市計画変更は必要だと考えています。よって、平成29年請願第8号の不採択に反対します。

以上で反対討論を終わります。